

大野城市広告付きおくやみハンドブック作製業務(募集要領)

1 冊子の使用目的

死亡に伴う行政手続きや「おくやみコーナー」の案内、その他おくやみ関連の情報を掲載することで、死亡時に必要となる手続きを確認する一助とするとともに、ご遺族の負担軽減につなげることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 大野城市広告付きおくやみハンドブック作製業務
- (2) 履行場所 大野城市役所
- (3) 業務内容 冊子の編集、印刷製本、有料広告の募集・掲載、納品等
- (4) 履行期間 協定締結日から令和11年3月31日まで

3 実施方法

大野城市広告活用事業実施ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、市と事業者による協働事業として実施する。協働事業に係る候補者を公募し、提案内容の評価点数が最も高い者を候補者として特定し、協定を締結する。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者に限り応募することができる。

また、本業務には、他社と企業体を組んで共同で参加することができるものとする。ただし、一つの企業が複数の提案に参加することはできない。

この場合において、全構成事業者が下記の(1)から(7)の要件を全て満たし、代表事業者が(8)の要件を満たしていなければならない。なお、共同企業体の構成員の出資比率及び代表者の選定については、大野城市共同企業体運用要綱(平成5年要綱第18号)の規定を準用する。

なお、(2)の要件を満たしていない場合は、本市所定の資格審査を受け承認を得ることで参加資格を認める。

- (1) 大野城市競争入札参加資格等に関する規程(平成7年規定第1号)第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 大野城市競争入札参加資格等に関する規程第7条に規定する令和7・8年度競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 参加申込書(様式第 1 号)の提出期限から協働事業に係る候補者の特定の日までにおいて、大野城市指名停止等の措置に関する規則(平成 19 年規則第 23 号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (6) 大野城市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 12 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体でないこと。
- (7) 法人であること。
- (8) 過去 5 年以内に、本市同等規模以上の自治体において広告付きおくやみハンドブックの広告付き冊子の納品実績を 1 件以上有すること。

5 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
手続開始の公告	令和 8 年 3 月 18 日(水)
募集要領等資料配布	令和 8 年 3 月 18 日(水)から 4 月 8 日(水) 午後 5 時まで
募集要領・仕様書等に対する質疑受付期間	令和 8 年 3 月 18 日(水)から 4 月 1 日(水) 午後 5 時まで
募集要領・仕様書等に関する質疑回答期限	令和 8 年 4 月 3 日(金)
参加申込書及び提案書等の提出期限	令和 8 年 4 月 8 日(水) 午後 5 時まで
参加資格決定書送付	令和 8 年 4 月 10 日(金)
提案審査	令和 8 年 4 月 10 日(金)から 4 月 15 日(水)まで
審査結果通知及び公表	令和 8 年 4 月 15 日(水) (予定)
審査結果の開示	令和 8 年 4 月 15 日(水)から 4 月 22 日(水)まで(予定)
協定締結	令和 8 年 5 月中旬(予定)
納品予定日	協定締結後に事業者と調整

6 資料の配布

(1) 配布期間

令和8年3月18日(水)から4月8日(水) 午後5時まで

(2) 配布方法

市ホームページからダウンロードすること。

(トップページ>契約・入札情報>1.お知らせ>【招請広告】大野城市広告付きおくやみハンドブック作製業務)

(3) 配布資料一覧

配布資料	
1	大野城市広告付きおくやみハンドブック作製業務(募集要領)
2	大野城市広告付きおくやみハンドブック作製業務(仕様書)
3	大野城市広告付きおくやみハンドブック作製業務 提案評価配点表
4	様式集(様式第1、2号、第4～8号)
5	大野城市暴力団排除条例に基づく誓約書
6	大野城市広告活用事業実施ガイドライン
7	大野城市広告掲載取扱要綱
8	大野城市広告掲載指針

7 提出書類

(1) 提出期限

令和8年4月8日(水) 午後5時(必着)

※令和7・8年度競争入札参加資格を有する業者については、7～11の書類は提出不要

(2) 提出先

大野城市市民生活部総合窓口センター 受付・サービス担当

(3) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、配達日時及び配達の実事が証明できる方法により、提出期間中に到着したものに限り受け付け、郵送事故等による不着等の責任は提出者が負うものとする。

(4) 提出書類一覧

提出書類		部数
1	参加申込書(様式第1号)	1部
2	提案書(正本・A4サイズで40頁以内) ※会社名、社印等の記載があるもの ※図表等については必要に応じA3折り込み可 ※本業務に係る収支計画書(収入及び支出の総額とその内訳が記載されたもの)を含めること	1部
3	提案書(副本・A4サイズで40頁以内) ※会社名、社印等の記載がないもの	1部
4	業務実績調書(様式第4号) ※履行実績証明書又は協定書(写し)を添付すること	1部
5	委任状(様式第5号)	1部
6	確約書(様式第6号)	1部
7	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(複写可)	1部
8	財務諸表 (貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、直近2年分)	1部
9	市町村税の滞納がないことの証明書 (直近年分で3ヶ月以内に発行されたもの)(複写可)	1部
10	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 (直近年分で3ヶ月以内に発行されたもの)(複写可)	1部
11	使用印鑑届(様式第7号)	1部
12	特定業務共同企業体協定書(様式第8号)※共同提案を行う場合に限る	1部
13	大野城市暴力団排除条例に基づく誓約書	1部
14	冊子の見本(他自治体の成果品でも可)	1部

(5) 提案書の記載内容

提案書の記載内容は次の順番に従い、指定した頁数の範囲内で調製すること。
なお、評価内容等については、別添の様式「提案評価配点表」を参照すること。

- ① 事業への理解
- ② デザイン
- ③ レイアウト
- ④ 業務分担
- ⑤ 広告の割合
- ⑥ 広告募集
- ⑦ スケジュール
- ⑧ 補充体制

- ⑨ 実績
- ⑩ その他独自提案、工夫等のアピールしたい事項
- ⑪ 収支計画

8 参加の辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

9 募集要領等に関する質疑

(1) 提出期限

令和8年4月1日(水) 午後5時まで

(2) 提出方法

質疑書(様式第2号)を電子メールにより提出

口頭による質疑は受け付けない。また、質問の内容は、参加申込書、仕様書、提案書の作成及び業務実績に係る条件等に限ることとする。メール送信後は、電話により担当者へ受信確認を行うこと。

(3) 質疑への回答

令和8年4月3日(金)までに、参加申込者全員へ電子メール及び、大野城市ホームページにより回答する。質疑を提出した参加者名は非公開とする。また、回答期限を過ぎても電子メールが届かない場合は、担当者へ連絡すること。

10 候補者の特定に関する事項

(1) 候補者の特定

- ① 所管部長が、提出された提案書及び冊子の見本をもとに、別添の様式「提案評価配点表」に記載の内容により審査、採点する。審査の結果、評価項目毎の点数の合計点(配点100点)が最も高く、6割以上の者を協働事業に係る候補者として特定する。
- ② 参加者が1社の場合は、合計得点が6割以上でなければ候補者に特定しない。
- ③ 最終の評価点数が同点となった場合は、評価項目の「事業への理解」の点数が高い者を特定し、その得点も同点の場合は、「デザイン」「レイアウト」「業務分担」「広告の割合」「広告募集」「スケジュール」「補充体制」「実績」「その他独自提案、工夫等のアピールしたい事項」の順に高い得点の者を特定する。

(2) 審査結果の公表

- ① 審査結果については、大野城市役所総合窓口センター窓口で公表する。参加者は評価結果(評価項目ごとの得点及び合計得点、順位)について、開示請求をすることができる。

- ② 審査結果については、全ての参加者に通知する。
- ③ 参加者は、審査結果について不服申立てがある場合は、審査結果通知書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に書面により、市長に対して非特定の理由について説明を求められることができるものとする。
- ④ 市長は、前項の説明を求められたときは、特別の事情がある場合は除き、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して14日以内に、書面等により回答するものとする。

11 その他特記すべき事項

- (1) 参加申込書を提出した後、市が必要と認める場合は追加書類の提出を求められることがある。
- (2) 本提案にかかる一切の費用は、参加者が負担するものとする。
- (3) 提出された提案書及び関連資料は、返還、差し替え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 提出された提案書は、提案内容の審査及び事業者の特定以外の目的に参加者に無断で使用することはない。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (6) 提出した提案書の取扱いは、大野城市財務規則(昭和53年規則第3号)、大野城市情報公開条例(平成16年条例第1号)その他関係法令によるものとする。

12 問い合わせ先

大野城市 市民生活部総合窓口センター 受付・サービス担当(担当：岩下)
〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号
TEL：092-580-1842 メールアドレス：shimin@city.onojo.fukuoka.jp

以上